

第 2 2 回千葉都市計画事業東幕張土地区画整理審議会議事録

1. 日 時 平成 2 7 年 7 月 2 3 日 (木) 午後 1 時 3 0 分 ~ 午後 2 時 3 0 分

2. 場 所 東幕張土地区画整理事務所 会議室

3. 出席者 (委 員) 会 長 宮葉商事株式会社
代表取締役 宮葉 繁夫
職務代理者 飯 塚 芳 男
委 員 菅 谷 和 夫
委 員 伊 勢 谷 久 太
委 員 吉 田 利 佳
委 員 中 野 忠 生
委 員 竹 田 正 道
委 員 阿 部 文 夫
委 員 小 森 重 明
委 員 鈴 木 信 廣

(事 務 局) 都 市 部 長 谷 津 隆 之
所 長 日 色 敏 夫
補 佐 諏 訪 武 雄
補償班主査 中 村 信 孝
換地工務班主査 牧 野 晃
技 師 栗 澤 惟
技 師 宮 葉 達 也

4. 議 題 議案第 1 号 仮換地の指定について
議案第 2 号 仮換地の指定変更について
報告事項 仮換地指定の軽微な変更について

5. 議事の概要

議案第 1 号

仮換地の指定について、原案のとおりで異議ありません。

議案第 2 号

仮換地の指定変更について、原案のとおりで異議ありません。

報告事項

仮換地指定の軽微な変更について、報告事項として、施行者から報告を受けました。

6 . 会議経過

| | |
|-------------|--|
| <p>諏訪補佐</p> | <p>それでは、定刻になりましたので、只今から、第22回千葉都市計画事業東幕張土地区画整理審議会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の司会進行をさせていただきます所長補佐の諏訪と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは始めに、お手元の資料のご確認をさせていただきます。</p> <p>まず、「審議会次第」、「審議委員名簿」、そして事前にお配りしました、本日の「議案書」になりますが、本日お忘れの方はいらっしゃいますか。</p> <p>それでは、施行者を代表いたしまして、都市部長の谷津より、ご挨拶させていただきます。</p> |
| <p>谷津部長</p> | <p>皆様こんにちは。都市部長の谷津でございます。施行者を代表いたしまして一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は大変お忙しい中、また、非常に蒸し暑い中、東幕張土地区画整理審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては日頃より市政各般にご尽力をいただき、また、東幕張地区の事業推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>当事業ですが、平成29年度末に暫定駅前広場完成を目標として鋭意事業を進めており、今年度も約10億の事業費を確保し、建物移転36戸、道路築造325m、宅地造成5,585㎡、公共下水道983mと昨年度と同様、大規模の整備を進めているところです。</p> <p>工事を実施している期間は、地区内の皆様にも多大なるご迷惑をおかけしていると思っておりますが、職員一丸となって、安全に配慮して事業を進めてまいりますので、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>本日の審議会の議案は、2議案と報告事項でございます。</p> <p>上程いたしました議案は、今後、中断移転軒数が増加していく中で、地権者の皆様のご協力を得て事業の推進を図る上で重要な議案となっておりますので、慎重なるご審議をお願い申し上げます。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。</p> |
| <p>諏訪補佐</p> | <p>続きまして宮葉会長にご挨拶をいただきたいと思っております。</p> <p>宮葉会長、よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>宮葉会長</p> | <p>皆様こんにちは。毎日暑い日が続いておりますが、第22回東幕張土地区画整理審議会にご出席いただきありがとうございます。</p> <p>平成27年度の予算も計画どおりに確保され、駅前通りの建物移転等、暫定駅前広場完成に向け事業も急ピッチに進む中、中断移転となる権利者が多く、理解を得ることが難しいと思われませんが、平成29年度末の暫定駅前広場完成に向け、しっかりと実施していただきたいと思っております。</p> <p>本日は、議案第1号と議案第2号を審議していただき、千葉市長に答申することになっておりますので、委員の皆様におかれましては、スムーズな議事の進行にご協力をお願いしまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>諏訪補佐</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これから審議会へと進めさせていただきますが、議事の進行につきましては、議事運営要綱第3条第3項の規定に基づき、宮葉会長に議長をお願いいたします。</p> <p>また、土地区画整理法第62条第3項及び千葉都市計画事業東幕張土地区画整理審議会議事運営要綱第6条に「審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない」と規定されておりますので、定足数の確認とご報告をさせていただきます。</p> <p>本日の出席委員は、10名中10名ですので、本審議会は成立しております。</p> <p>それでは宮葉会長の方より、「開会宣言」をお願いいたします。</p> |
| <p>宮葉会長</p> | <p>これより、第22回千葉都市計画事業東幕張土地区画整理審議会を開会いたします。</p> <p>議事運営要綱の第14条第1項により、「審議会の会議ごとに議事録を作成し、委員2名以上とともに署名押印する」との規定がございます。</p> <p>議事録署名人は、議席順に竹田委員さんと、阿部委員さんの両名をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは「議案第1号 仮換地の指定について」事務局の説明を求めます。</p> |
| <p>日色所長</p> | <p>所長の日色です。よろしくをお願いいたします。</p> <p>現在、千葉市の所有地以外の土地全てが仮換地指定済みとなっておりますが、議案第1号は、千葉市所有地となる仮換地指定で仮換地指定済みの仮換地に挟まれ1宅地として利用できない用地を隣接者処分するために仮換地指定するものです。それでは、諮問文を読ませていただきます。</p> <p>議案第1号仮換地の指定について 千葉都市計画事業東幕張土地区画整理事業施行地区内の宅地について、別紙調書及び図面のとおり仮換地の指定をすることについて、土地区画整理法第98条第3項の規定に基づき意見をうかがいます。千葉都市計画事業東幕張土地区画整理事業 施行者千葉市 代表者 千葉市長 熊谷俊人</p> <p>なお、本議案第1号につきましては、議案第2号でお諮りします「仮換地の指定変更」に伴い生じる案件となっておりますので、議案第2号を先にご説明させていただき、その中で、議案第1号のご説明をさせていただきたいと思いますが、会長いかがでしょうか。</p> |
| <p>宮葉会長</p> | <p>只今、事務局から、議案第1号が議案第2号に伴い生じる案件であることから、議案第2号と併せて議案第1号を説明させていただきたいという提案がありましたが、委員の皆様、よろしいでしょうか。</p> <p><委員から異論なしの声></p> <p>異論がないようですので、議案第2号「仮換地の指定変更について」説明をお願いします。</p> |
| <p>日色所長</p> | <p>議案第2号についてご説明いたします。</p> <p>市では、ご存じのとおり、駅前線である幕張町武石町線周辺について年度毎に</p> |

| | |
|------------------|---|
| | <p>移転対象区域を定めながら集団移転を実施しております。昨年度は40戸の移転を実施いたしました。これに伴って、中断移転となる権利者が増加しており、今後は、今まで以上に中断移転となる権利者の皆様のご協力が必要となります。</p> <p>このため、市では、健康や家庭の事情などにより「居ながら移転」が必要と判断できる権利者や長期の中断移転となる権利者の事業協力を得るために、仮換地指定の変更を提案し、ご協力を求めています。</p> <p>このような仮換地の指定変更の趣旨については、前回の第21回審議会においてもご説明させていただいているところではありますが、今回は、前回までに確保できた市の用地を活用し、移転が困難な権利者に仮換地の指定変更を提案した結果、ご了承いただいたため、仮換地の指定変更を行うものです。</p> <p>それでは、諮問文を読ませていただきます。</p> <p>議案第2号仮換地の指定変更について 千葉都市計画事業東幕張土地区画整理事業施行地区内の宅地について、別紙調書及び図面のとおり仮換地の指定変更をすることについて、土地区画整理法第98条第3項の規定に基づき意見をうかがいます。千葉都市計画事業東幕張土地区画整理事業 施行者千葉市 代表者千葉市長 熊谷俊人</p> <p>詳細につきましては、換地工務班主査よりご説明いたします。</p> |
| <p>牧野換地工務班主査</p> | <p>それでは、議案第2号「仮換地の指定変更について」ご説明いたします。</p> <p>案件は10件ございます。いずれも、幕張町武石町線の事業推進のための変更でございます。それでは番号順にご説明させていただきます。</p> <p>まず、 の案件です。</p> <p>当初の仮換地は15街区6画地であり、現在、整備が完了し移転が可能な状態となっている土地です。</p> <p>市としては、先ほど所長よりご説明いたしましたように、事業を推進していく中で、長期の中断移転となる権利者が見込まれることから、仮換地の変更案として利用できる用地の確保を進めています。</p> <p>本案件については、未整備であります換地調整用地と交換を交渉し、権利者からご了承が得られましたので、仮換地の指定変更をするものです。</p> <p>こちらが調書です。(プロジェクター図示)</p> <p>15街区6画地178㎡から31街区17画地171㎡へ変更となります。</p> <p>こちらが変更前の図面です。(プロジェクター図示)</p> <p>現在のこの土地については、先ほどご説明したとおり、整備が完了し移転が可能な状態となっている土地であるため、今後、事業を進めていく中で、仮換地の変更案として利用できる土地になります。</p> <p>そして、こちらが変更後の図面になります。(プロジェクター図示)</p> <p>次に、 と の案件のご説明となりますが、この2つの案件は関連がありますので併せてご説明いたします。</p> <p>まず、 の当初の仮換地は32街区12画地であり、この土地は未整備となっておりますが、 の権利者との移転交渉をする中で、居ながら移転による移転が</p> |

必要と判断をいたしました。

そのため、必要となる用地を確保するために、使用可能であり、且つ、利用計画が建っていないの権利者に対し、このとの仮換地の交換を提案したところ、ご了承が得られたため、今回、との仮換地の変更をするものです。

こちらがの調書です。(プロジェクター図示)

36街区22画地100㎡及び31画地2㎡から32街区16画地100㎡及び17画地2㎡へ変更となります。

変更する位置関係はこちらの36街区からこちらの32街区へ変更となります。(プロジェクター図示)

変更前の図面はこちらになります。(プロジェクター図示)

こちらが変更後の図面になります。(プロジェクター図示)

続いての調書です。(プロジェクター図示)

32街区12画地100㎡から36街区34画地102㎡へ変更となります。

変更する位置関係は、こちらの32街区からこちらの36街区へ変更となります。(プロジェクター図示)

変更前の図面はこちらになります。(プロジェクター図示)

こちらが、変更後の図面です。(プロジェクター図示)

この位置ですが、当初、の仮換地があったところにの102㎡の仮換地をあてはめると、0.7㎡土地が余ります。この余った土地の取扱いが、議案第1号「仮換地の指定について」の案件となりまして、市の土地を仮換地指定することとなります。

こちらが議案第1号の調書です。(プロジェクター図示)

内容につきましては、従前地が幕張町四丁目626番5、地目が宅地、登記簿地積が3.57㎡で、仮換地が36街区35画地で、地積が0.7㎡となります。

こちらが図面です。(プロジェクター図示)

議案第1号として諮る目的ですが、仮換地の変更に伴い、実質的に1宅地として利用できない残地が残ってしまうため、千葉市の換地調整用地として仮換地指定し、隣接する権利者に払い下げをすることとしております。

議案第1号については、この1案件のみになります。

続きまして、議案第2号のご説明に戻らせていただきます。

～の案件については、同様の変更理由による仮換地の変更となりますので、併せてご説明いたします。

現在、幕張町武石町線周辺を整備するにあたり、権利者の皆様にご協力をいただきながら家屋移転等を進めておりますが、その中で仮換地先が未整備状態となり、長期にわたり仮住まいが必要となる権利者がおります。

その該当者が、～の案件の権利者です。

この権利者の方々の負担を減らすために、これまで仮換地指定の変更により確保してきました市の換地調整用地等との変更を権利者に提案し、ご了承が得られましたので、今回、仮換地の指定変更をするものです。

このうち の案件につきましては、変更先の換地調整用地が小さかったため、
の位置に若干の変更が生じることとなりましたので、それぞれの権利者に仮換地の位置の指定変更のご説明をした結果、仮換地の変更のご了承が得られたので、仮換地指定の変更をするものです。

の案件の内容については、後ほどご説明いたします。

それでは順に仮換地指定内容をご説明いたします。

まず の調書です。(プロジェクター図示)

20街区12画地180㎡から30街区25画地162㎡へ変更となります。

変更する位置関係は、こちらの整備の見通しがたっていない20街区からこちらの整備の見通しがたっている30街区へ変更となります。(プロジェクター図示)

変更前の図面がこちらになります。(プロジェクター図示)

こちらが変更後の図面です。(プロジェクター図示)

次に の調書です。(プロジェクター図示)

42街区12画地100㎡から31街区16画地100㎡へ変更となります。

変更する位置関係は、こちらの整備の見通しがたっていない42街区からこちらの整備の見通しがたっている31街区へ変更となります。(プロジェクター図示)

変更前の図面がこちらになります。(プロジェクター図示)

こちらが変更後の図面です。(プロジェクター図示)

の調書です。(プロジェクター図示)

30街区15画地160㎡から31街区19画地187㎡へ変更となります。

変更する位置関係は、こちらの整備の見通しがたっていない30街区からこちらの整備の見通しがたっている31街区へ変更となります。(プロジェクター図示)

変更前の図面がこちらになります。(プロジェクター図示)

こちらが変更後の図面です。(プロジェクター図示)

の調書です。(プロジェクター図示)

46街区29画地214㎡から35街区26画地218㎡へ変更となります。

変更する位置関係は、こちらの整備の見通しがたっていない46街区からこちらの整備の見通しがたっている35街区へ変更となります。(プロジェクター図示)

変更前の図面がこちらになります。(プロジェクター図示)

こちらが変更後の図面です。(プロジェクター図示)

の調書です。(プロジェクター図示)

46街区28画地246㎡から33街区22画地248㎡へ変更となります。

変更する位置関係は、こちらの整備の見通しがたっていない46街区からこちらの整備の見通しがたっている33街区へ変更となります。(プロジェクター図示)

| | |
|------|--|
| | <p>変更前の図面がこちらになります。(プロジェクター図示) こちらが変更後の図面です。(プロジェクター図示) 最後に についてご説明させていただきます。 この2つの案件については先ほどご説明をしたとおり の案件に関連するものです。</p> <p>当初、33街区16画地と21画地の両隣に市の換地調整用地がありました。北側の換地調整用地を、 の案件である仮換地変更先として活用するには面積が小さいため、用地を確保するのに16画地及び21画地の位置を数十センチ南側にずれていただく必要が生じました。そこで、16画地及び21画地の各権利者に位置の仮換地変更のご協力を求めたところ、ご了承が得られたため、仮換地指定の変更をするものです。</p> <p>こちらが の調書になります。(プロジェクター図示) 33街区21画地222㎡から33街区25画地222㎡へ変更となります。 変更前の図面がこちらになります。(プロジェクター図示) こちらが変更後の図面です。(プロジェクター図示) 面積は変わらないものの、今回、仮換地の位置の変更が生じたことにより、仮換地指定通知に添付している図面の寸法に変更が生じたため、仮換地指定の変更をするものです。</p> <p>最後に の調書です。(プロジェクター図示) 33街区16画地390㎡から33街区24画地390㎡へ変更となります。 変更前の図面がこちらになります。(プロジェクター図示) こちらが変更後の図面です。(プロジェクター図示) の案件と同様、面積は変わらないものの、今回、仮換地の位置の変更が生じたことにより、仮換地指定通知に添付している図面の寸法に変更が生じたため、仮換地指定の変更をするものです。</p> <p>以上で議案第2号「仮換地の指定変更について」及び議案第1号「仮換地の指定について」の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。</p> |
| 宮葉会長 | <p>只今、事務局から議案第1号、議案第2号の説明がありましたが、ご質問等はありませんか。</p> |
| 中野委員 | <p>と の案件について、仮換地の交換を行うと説明がありましたが、 の二画地の仮換地合計面積と の変更後の仮換地面積が102㎡と同一なのはなぜですか。</p> |
| 栗澤技師 | <p>の面積の大きい画地(仮換地面積100㎡の画地)については、変更前後共に、換地評価計算を行った結果、仮換地面積が100㎡未満になってしまうため、換地設計基準に基づき、仮換地面積を100㎡にしています。</p> <p>の案件については、変更前は と同様、仮換地面積が100㎡未満になってしまうため、換地設計基準に基づき、仮換地面積を100㎡にしていたが、変更後は、換地評価計算を行った結果、仮換地面積が100㎡未満にならなかったため、等価での仮換地面積である102㎡としています。</p> |

| | |
|-----------|---|
| 中野委員 | 仮換地変更を検討する上では、変更後の仮換地と従前地を考慮して評価計算を行っているのですか。 |
| 栗澤技師 | そうです。 |
| 中野委員 | 仮換地変更を検討する度に、毎回、難しい計算をしていると思いますが、通常は、委託を出して行うものではないのですか。 |
| 栗澤技師 | 大規模な仮換地指定を行う場合は委託を出すこともあります。今回のような案件の場合は、職員が計算をしています。 |
| 吉田委員 | と の案件について、面積が大きく増減していますが、この面積増減分は清算金で処理するのですか。 |
| 栗澤技師 | と の案件のような面積増減については、本地区は、路線価式評価法により仮換地の評価計算を行っているため、路線価が大幅に変更になった場合、このような面積増減が生じます。 今回の面積増減も、仮換地の位置が変更になったことによる仮換地の評価計算を再度行った結果によるもので、清算金による面積増減の処理をすることはしていません。 |
| 中野委員 | と の案件について、 の変更前の仮換地面積 100㎡に の権利者を仮換地することになるとと思いますが、その の変更後の二筆の仮換地面積の計が 102㎡と面積が同一となっていないのはどういうことですか。 |
| 牧野換地工務班主査 | の変更前の仮換地面積が 100㎡しかないため、このままでは、 の変更後の二筆の仮換地面積の合計の 102㎡があてはめられません。 そこで、他の権利者の仮換地指定に添付している図面の寸法等に変更が無い範囲で移動し、街区内の千葉市の換地調整用地で面積調整を行い、仮換地面積 102㎡を確保しています。 |
| 伊勢谷委員 | ～ の案件の説明の中で仮換地先が未整備状態という話がありましたが、なぜ、そのエリアが未整備状態と決まっているのですか。 |
| 牧野換地工務班主査 | 本地区は、平成 29 年度末の暫定駅前広場の整備完了と平成 30 年代中頃の正規駅前広場の整備完了に向け、事業を推進しております。 その目標に向け、正規駅前広場と都市計画道路周辺を集中的に整備を進めているところですが、その整備エリアから外れてしまっているエリアは、まだ、整備の見通しがたたないエリアとどうしてもなってしまうため、このような表現をさせていただきます。 |
| 伊勢谷委員 | 整備をしないわけではないのですか。 |
| 牧野換地工務班主査 | 整備をしないわけではありません。 |
| 伊勢谷委員 | 今回の案件については、権利者から了解を得た上で、上程していますか。 |
| 牧野換地工務班主査 | 権利者からご了解を得た上で、今回の案件を上程しています。 |
| 伊勢谷委員 | 権利者から了解を得た上で、今回の案件を上程しているのですから、この場で、話し合いをしても意味がないのではないのですか。 |

| | |
|-----------|---|
| 諏訪補佐 | 仮換地指定をする場合には、審議会委員の皆様の意見を伺うことが法律に定められています。よって、この場においては、委員の皆様から、このようなやり方や周辺のバランス等を考慮した仮換地変更について意見を頂きたいと思います。 |
| 伊勢谷委員 | 外にも仮換地変更が必要な地権者がいるように思います。 |
| 日色所長 | 移転交渉をお願いする際、仮換地変更の必要性があれば、仮換地変更案を提示し、了承が得られれば、審議会にお諮りします。 |
| 鈴木委員 | 仮換地評価計算には、路線価は加味していますか。 |
| 栗澤技師 | 当地区では、路線価式評価法を採用し、路線価を定めて仮換地評価計算を行っています。 |
| 宮葉会長 | 他に質問はございませんか？ 無いようですので、採決に入りたいと思います。 それでは、議案第1号は議案第2号に伴う案件となりますので、議案第2号を先にお諮りします。 議案第2号「仮換地の指定変更について」、原案に異議の無い方は、挙手をお願いします。 異議はないようですので、議案第2号「仮換地の指定変更について」は原案のとおりといたします。 次に、議案第1号「仮換地の指定について」、原案について異議の無い方は、挙手をお願いします。 異議はないようですので、議案第1号「仮換地の指定について」は原案のとおりといたします。 |
| 宮葉会長 | それでは続きまして、報告事項「仮換地指定の軽微な変更について」事務局から報告をお願いします。 |
| 日色所長 | 軽微な変更の取扱いにつきまして、ご報告させていただきます。今回、ご報告いたします案件は、権利者からの申し出により、仮換地を分割する案件と従前地分筆による仮換地の分割の案件です。 それでは、報告事項の諮問文を読ませていただきます。 報告事項 仮換地指定の軽微な変更について 平成16年2月9日開催の審議会において同意された仮換地指定の軽微な変更について、別紙調書及び図面のとおり仮換地の指定をしたので報告します。千葉都市計画事業東幕張土地区画整理事業 施行者千葉市 代表者 千葉市長 熊谷俊人 詳細につきましては、換地工務班主査よりご説明いたします。 |
| 牧野換地工務班主査 | それでは、軽微な変更を行った件について、ご報告させていただきます。 今回、軽微な変更の取扱いにつきまして2件ありました。 1つ目は「仮換地指定の軽微な変更の取扱い規定について」の第2項に該当するものです。 第2項の内容は「仮換地協議変更願等による仮換地指定の変更で当該願出どおりのものであり、かつ変更の範囲が極めて小範囲であるもの」、つまり、従前地の宅地に変更がなく仮換地についての変更願が提出された場合で、変更内容が換 |

| | |
|-----------|--|
| | <p>地設計の方針を逸脱しないものとされています。</p> <p>こちらが調書です。(プロジェクター図示)</p> <p>平成25年4月に仮換地指定した件について、従前地は分筆等変更せず、仮換地について変更し、平成27年7月に仮換地指定したものです。</p> <p>こちらが変更前の1つ目の図面です。(プロジェクター図示)</p> <p>変更前の2つ目の図面です。(プロジェクター図示)</p> <p>変更後の1つ目の図面です。(プロジェクター図示)</p> <p>変更前では、1画地の仮換地だったものを3画地に分割しています。</p> <p>変更後の2つ目の図面です。こちらの26街区は変更ありません。</p> <p>1件目のご報告は以上となります。</p> <p>続きまして2件目のご説明をさせていただきます。</p> <p>2件目は、「仮換地指定の軽微な変更の取扱い規定について」の第3項に該当するものです。</p> <p>第3項の内容は「従前の宅地を分割した事により当該仮換地の分割申請が提出されたもので、その変更が他の仮換地に影響を及ぼさないものである時」とされています。</p> <p>こちらが調書になります。(プロジェクター図示)</p> <p>平成22年8月に仮換地指定した件について、従前地を3つに分筆したため、それに伴い仮換地も3つに分割を行い、平成27年5月に仮換地指定したものです。</p> <p>こちらが変更前の図面です。(プロジェクター図示)</p> <p>こちらが変更後の図面です。(プロジェクター図示)</p> <p>変更前では、1画地の仮換地だったものを3画地に分割しています。</p> <p>ご報告は以上になります。</p> |
| 宮葉会長 | 只今、事務局から報告がありました。ご質問等はありませんか。 |
| 中野委員 | 仮換地変更を行うと仮換地の符号が変わりますが、仮換地変更を行う度に、最新の仮換地指定通知を関係権利者に送付していますか。 |
| 牧野換地工務班主査 | 仮換地変更を行う度に、最新の仮換地指定通知を関係権利者に送付しています。 |
| 宮葉会長 | 他に質問はありませんか？ 報告事項については、賛否は問いません。 他にないようですので、議題については終了します。 |
| 宮葉会長 | 以上を持ちまして、「第22回 千葉都市計画事業東幕張土地区画整理審議会」を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。 |
| 諏訪補佐 | どうもありがとうございました。 |
| 諏訪補佐 | 「答申書」ができあがりしましたので、宮葉会長よろしくお願いたします。 |

| | |
|------|--|
| 宮葉会長 | <p>先ほど委員の皆様にご質問いただいた「答申書」ができあがりましましたので、読み上げます。</p> <p>平成27年7月23日 千葉都市計画事業東幕張土地区画整理事業 施行者 千葉市 代表者 千葉市長 熊谷俊人 千葉都市計画事業東幕張土地区画整理事業 審議会会長 宮葉繁夫</p> <p>土地区画整理審議会の開催結果について（答申）</p> <p>平成27年7月23日、当地区土地区画整理審議会を開催した結果、下記のとおり決定したので答申します。</p> <p>1 議案第1号 仮換地の指定について、原案のとおりで異議ありません。</p> <p>2 議案第2号 仮換地の指定変更について、原案のとおりで異議ありません。</p> <p>3 報告事項 仮換地指定の軽微な変更について、報告事項として、施行者から報告を受けました。</p> |
| 諏訪補佐 | <p>委員の皆様、本日は慎重なご審議ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の審議会は終了といたします。お疲れ様でした。</p> |

閉会 午後2時30分

上記の議事は、事実と相違ないことを確認し、ここに署名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

署 名 人 _____ 印

署 名 人 _____ 印

問い合わせ先 千葉市都市局都市部東幕張土地地区画整理事務所

TEL 043(276)0456

FAX 043(276)1977